

ドイツ連邦制における州による連邦法律の執行 — 序論

高木 康一

目 次

1. はじめに
2. 連邦法律と連邦参議院
3. ラントによる連邦法律の執行
4. おわりに

1. はじめに

連邦制は多義的であり、連邦制を採用することから憲法上、何らかの一義的な帰結がもたらされるものではない。連邦制における様々な仕組み、とりわけ連邦とそれを構成する州の関係は、普遍的ではなく、変更されたり、異なったかたちをとることがあるからである。連邦国家に関する統一的理論は存在しないと言われるゆえんである。連邦制をとるドイツにおいても同様のことがあてはまり、この点はしばしば強調されている。本稿は、ドイツの憲法である基本法に規定された諸条項を手掛かりに、連邦により制定された連邦法律とラント（州）によるその執行に関する議論を概観することによって、ドイツ連邦制の一つの特徴を探る予備的考察を行うものである。

2. 連邦法律と連邦参議院

連邦制の検討においてしばしば注目されるのが、立法権の所在についてである。連邦制をとるある国家における連邦と州の関係は、どちらにどのような立法権が委ねられているかをみる

ことにより、その実体を解明しようとされることが多い。ドイツにおいて連邦の法律は、連邦議会と連邦参議院によって制定される（基本法 77 条）。連邦法律の制定過程においてラントは、連邦参議院を通じて立法に協力する（基本法 50 条）。連邦議会が「唯一の国民代表機関」[服部 2007、56 頁] であるのに対して、連邦参議院はラントの閣僚によって構成されている。したがって、連邦参議院はいわば、それぞれのラントの利益を代表するためにラント政府によって送り出された議員から構成される。この点は、州益の代表機関として独自の院を連邦議会にもたないカナダ型ではなく、アメリカ合衆国のとる連邦制との近接が見られる。連邦参議院提出法案はむしろのこと、政府提出法案であれ、連邦議会提出法案であれ、連邦参議院が関与することになり、終局的には州の関与が見られる。もっとも、州益の代表機関の関与は、ドイツの連邦制の場合、連邦法律を執行するのがラントの権限であるという点に特徴がある。ここでは、法律に州の利益を反映させるという見方に並行して、州は当該法律の執行者であるからこそ、法律の制定に関与するべきという見方がなされることになる。

法律の制定者とその執行者を分離させることこそが権力分立の意義の一つと見るならば、法律の執行者をその制定過程に関与させるという見方は、これにそぐわないものになる。議院内閣制における立法機関と行政機関という関係と

は異なる、垂直的關係としての連邦制の視点がここに見られると思われる。

各州から送られた構成員によって成り立つ連邦参議院が法律の制定に関与する制度であっても、それぞれの意思がいかに反映されるかは、その時々状況に左右される。また、立法に関しては、連邦レベルでみた連邦参議院と連邦議会の関係のみならず、連邦と州それぞれに異なる権限が帰属するかも問題となる。2006年にドイツでは連邦制改革として、基本法の重要な規定がいくつか改正された。これについては、日本においてすでに詳細な紹介がなされているが、本稿と関係する部分について以下で簡単に検討することとする。

法律の制定における連邦参議院の関与は、基本法に明記されている場合に限られる。法律案に対して連邦参議院の異議権限が認められる異議法律と、同意権限が認められる同意法律という2つの形態が基本法に規定されている。連邦議会の可決した法律案に対して連邦参議院は、「異議」を申し立てることができる。仮に、連邦参議院が異議を唱えたとしても、連邦議会はこれを覆すことができる。連邦参議院の異議が過半数の場合は過半数以上で、3分の2以上の場合は3分の2以上の数をもって連邦議会は連邦参議院の異議を退けられるからである（基本法77条）。これに対して、同意権限の方はより強力であり、「絶対的な拒否権」[服部 2007, 68頁]が認められる（基本法78条）。事実上の拒否権に相当する権限が上院に認められる場合には、立法過程に種々の困難がもたらされることは、日本やアメリカ合衆国の例と同様である。2006年の連邦制改革で基本法が修正されるまで、旧基本法84条1項は、連邦法律が州によって執行されるにあたって必要となる官庁設置や行政手続の法定に際して、これを連邦法律で規

律する場合は、連邦参議院の同意が必要とされていた。この旧条項で規定された連邦参議院の同意が、連邦議会と連邦参議院の構成がねじれている場合に、連邦にとって足かせとなっていた。

ドイツの連邦構造を、立法・行政・司法の観点から検討する際の基本的原理（Grundprinzip）とされるのが、基本法30条である。

基本法30条

「国家の権能の行使及び国家の任務の遂行は、この基本法が別段の定めをせず、又は許していない限度において、ラントのなすべき事項である」²⁾。

基本法30条は、ラントの「権限推定」条項だとみなされる。そのため、原則として、国家の権能の行使と任務遂行に関する権限の帰属先がラントにあることになる。連邦とラントの権限配分に関する原則的な規定である本条項は、「原則-例外原理」ないしは「原則-例外関係」（Regel-Ausnahme-Prinzip/Verhältnis）と呼ばれている。原則とされるのは、この条文の主語と述語であり、その間の挿入語句が例外規定となる。したがって、ラントが権限を有することを前提に、例外的な場合にのみ、連邦が権限を有するのである。この関係はまた、一般法に対する特別法とのアナロジーで捉えられる[Schlüter 2010, 56]。そして、連邦が権限を有するのは、基本法にその旨が明記されている場合に限り解するのが文言に即していることになる。原則-例外関係ととらえられる権限配分は、具体的には、立法権・行政権・司法権において示される。

基本法は、立法権（70条1項）、行政権（Verwaltungskompetenz）（83条）、司法権（92条）に関してそれぞれ個別の規定を設けており、これらは30条を具体化している。したがって、

それぞれの権限がいかにして連邦とラントに帰属されるかを検討する際には、30条を手掛かりとして解釈される。

立法権については基本法70条1項が規定する。

70条1項

「ラントは、この基本法が連邦に立法の権限を付与していない限度において、立法権を有する」。

立法権に関する連邦とラントの権限配分についての規定である70条によれば、連邦は、自らに与えられた立法権限のみを有するのであり、明示されていない残余権限は、ラントに帰着する。換言すれば、基本法が連邦に立法権を与えていないとき、つまり、基本法が連邦に認めていない立法権（残余権）はラントに属する。これが原則であり、基本法により別個、連邦に与えられた明示の立法権限が例外となる [Jarass/Pieroth 2009, Art. 70 Rn. 1]。このような原則-例外関係は、国家の権能の遂行や国家の任務の遂行は基本法が別段の規定をした場合、ラントの事項ではないとする基本法30条に根拠をもつ。

70条は、別の観点からみると連邦の立法権限のためには、明示の権限配分規定が必要としている。したがって、連邦が立法権限を行使するには、30条のときよりもさらに論拠となる、ひいては、例外的とも言いうる規定を必要とする。もっとも、基本法が連邦に認めた立法権限からすると、基本法自体は実際のところ、かなり連邦に重点を置いていることがわかる。とはいえ、このことは、ラントの権限推定が、原則-例外関係に由来するものだけということを変えない [Umhach/Clemens 2002, Art. 70. Rn. 2]。しかし、連邦とそれを構成する州の間の立法権限の配分は、憲法の起草者の意図や文言が示すとおりには推移しないことの方が多いこ

とは、比較連邦制的に見てもうかがえることである³⁾。このことは、ドイツにも当てはまり、実際、立法権限は連邦に集中している。立法権限に関しては、明文規定があるもののみが連邦に認められ、残余権限はラントに属する、すなわち、原則としてラントのものであるという原則-例外関係が、逆の働きをすることとなり、基本的にはラントではなく、連邦が立法権限を有することとなったと指摘されている [Schlüter 2010, S. 61]⁴⁾。結果として基本法は明文上、連邦に広範囲に及ぶ立法権限を与えることになっている。

これまでみたように連邦制をとるドイツでは、法律は、連邦レベルとラントレベルの2つの次元で制定される。この立法権限の配分をめぐっては、法学的観点から連邦制を研究する際の重要なテーマの一つであるが、ドイツ基本法は、比較的詳細な規定を設けている。

連邦とラントの法律が両方存在する場合には、原則として「連邦の法はラントの法に優位する」（基本法31条）。基本法70条1項が規定する「基本法が連邦に立法の権限を付与」しているものが明らかになれば、その他の事項についてはラントの立法権限に帰属することになる。そこで、何が連邦の立法権限に属するかを判断することが必要となるが、基本法は単純に連邦に属する立法権限の範囲を最初に明確にし、残りがラントに属するとしているわけではない。というのも、基本法は、立法権を専属的立法と競合的立法という2つのカテゴリーに区分し（70条2項）、それぞれ異なった意味をもたせているからである。

基本法は、「連邦の専属的立法」のカタログを網羅しており、外交関係、国籍、貨幣・度量衡、通商など一般に、国全体に統一的に扱われるべき事項が対象とされる（73条1項）。ただし、連邦の専属立法とされた事項については、

これらが排他的に連邦の立法権限とされるわけではない点に注意が必要である。連邦の専属立法に属するものであっても、連邦の制定した連邦法律自身が、ラントに立法権限を認めた場合には、これらの事項についてラントが立法権限を行使できるからである（基本法71条）。換言すれば、連邦専属立法は、連邦の立法権限であるが、そこには、連邦がラントに立法権限を委ねることも含まれているのである。

他方、「連邦の競合的立法」としては、民法や刑法、戸籍制度、エネルギーや銀行・証券取引等に関する経済法などの事項が列挙されている（74条1項）。これも文字通り連邦とラントが立法権をめぐり「競合」しているわけではない。連邦競合的立法とされるものは、一義的には、該当事項に関して連邦が立法権を行使すれば、当該事項に関してラントは立法権限をもたないということである。別の見方をすれば、連邦が立法権限を行使しない限り、ラントが法律を制定できるということである（基本法72条1項⁵⁾。ただし、競合的立法に関しては、72条3項で、この原則の例外が定められており、狩猟制度や大学入学許可・修了等に関しては、たとえ連邦が法律を制定しても、ラントは別の規定を設けることができるとされている。これらに関して連邦の規定とラントの規定内容が異なる場合は、「後法優位の原則」により、時間的に後に制定された法が優先的に適用される（72条3項）。したがって、ここでは、「連邦法優位の原則」（31条）は妥当しない。

3. ラントによる連邦法律の執行

法律の執行に関しては、83条1項が規定する。

83条1項

「ラントは、この基本法が特別の定めをなし、

又は特別の定めを認めていない限りにおいて、その固有事務として連邦法律を執行する」。

先に述べた、連邦とラントの権限配分に関する原則-例外関係は、83条に関しては、二重の意味でそう理解される。第一は、行政領域ないしは行政対象（Verwaltungsbereiche/Verwaltungsgegenstände）に関するもので、認められた行政権限のみを連邦が有し、残余権はラントに帰着するというものである。これは実際の権限配分にも対応している。第二は、行政形態ないしは行政類型（Verwaltungsformen/Verwaltungstypen）に関してである。ラントによる連邦法律の執行は、ラント固有行政という行政形態でなされ、その他の行政形態は、これに対応した基本法上の規定に基づいてのみ認められるというものである [Jarass/Pieroth 2009, Art. 83. Rn. 9; Hermes 2008, Rn. 19]。

法律の執行には連邦制をとる場合、連邦法律の執行と州法律の執行の2つの形態が考えられる。それぞれの法律はさらに、どの主体が執行するかという観点から、連邦と州の2つがあげられる。ラント法を当該ラントが執行することは当然として、連邦法律の執行について基本法は、それをラントの「固有事務」とした。このような概念を用いることには重要な意義がある。「ラントは連邦法律をあたかもラント法として執行する」ということなのである [Ipsen 2009, Rn. 615]。

連邦とラント間の立法権限の配分に関する70条に比べて、ラントによる連邦法律の執行に関する原則規定となる83条1項自体は、比較的好意的に評価されている。というのも、基本法が連邦に広範囲に及ぶ立法権限を与えるのとは対照的に、連邦の法律執行権限を制約しているからである。いわば基本法は、連邦とラント間の権限配分に関し、立法権の場合と法律の執

行の場合とにあえて「不一致」を設けているのである。こうしたことから「83条は、(執行に関し) ドイツ連邦主義の核心的要素とみなされる」[Hermes 2008, Rn. 64]。司法権の場合、最上位機関としての裁判所が連邦に帰属することにより、機関上の観点からみると、連邦が優位に立つことがある。これに対して法律の執行の場合、少なくとも機関上は、連邦がラントの上位に立つということはない。70条1項の立法権限と同様、法律の執行についても原則-例外関係が83条1項で明文化されているがそれでも、法律の執行に関しラント行政の明らかな優位をもって特徴としうるものである [Oebbecke 2008, Rn. 2]。したがって、ラント行政が連邦行政の下位におかれるということはあり得ない [Jarass/Pieroth 2009, Art. 83. Rn. 1]。また、連邦とラント間の行政権限の配分は、強制法規 (zwingendes Recht) である。そのため、両者間で任意に権限を配分したり、合意により配分を決定することはできない。

連邦の制定した法律を連邦自身ではなく、ラントが執行するということは、法学的・権力分立的観点からのみ理解されるものではない。というのも、経済的合理性が連邦法律の施行をラントに委ねることの重要な理由づけとなるからである。ラントはどのみち、ラント法を定め執行するわけであるから、そのための機関としての官庁の設置が必要となる。ラント官庁が存在するならば、連邦は、自身の官庁を設置することなく、自らの制定した法律の執行のためにこれを利用できる。そのような経済的行政 (ökonomische Verwaltung) の原則を考慮することなしに連邦国家構造を理解することはできないとするイプセン教授に対して [Ipsen 2009, Rn. 611]、エルメス教授は、こうした素朴な正当化を超えたより深い意義づけが、連邦に広汎な立法権限を与えたのに対して、徹底してラン

トに行政権を帰属させるという、明確な区分をした背景にはあるはずだとする。83条以下が、行政権についてラントを優位におくのは、連邦国家の権力バランスと垂直的権力配分を考慮してのことである。基本法83条や基本法の8章全体からは、行政というものには、固有の行政裁量や判断の裁量領域が帰着するという考えを根底においているとみなされうる。仮に、行政権を喪失させるような仕方でも権力配分関係を変動させるとすると、83条以下の規定により常に、連邦との関係でラントの権限がなくなるということになる。したがって、83条以下で規定された権限作用の配分に関しては、過剰なまでの連邦法律による法化 (Verrechtlichung) がなされたり、徹底した行政裁判所による統制が行われることにより、ラントには形成の余地が残されていないとなるならば、その基礎が奪われたことになるのである。そのため、連邦法律の立法者や行政裁判所が、円滑かつ完全な連邦法律の執行を、「画一的な行政実務」(einheitliche Verwaltungspraxis) を通じて確保できるようにすることを自らの役割だとみなすとすれば、ラント行政はさほど重要でないということになる [Hermes 2008, Rn. 18.]。

もっとも、立法権と行政権の関係においては、規範定立者である立法機関は、規範執行者に対する一定の介入の可能性 (Ingerenzmöglichkeit) が認められていると考えられる。本稿では詳しく触れないが、基本法自体も84条で連邦による官庁設置や行政手続の制定、行政規則の発布、ラントの執行の監督などを規定する。したがって、連邦法律のラントによる執行に関する基本的な問題点は、連邦の影響力の強さをどう理解するかにかかっているとと言える [Ipsen 2009, Rn. 612]。連邦制の実体は、たとえ憲法に詳細な規定が設けられていても、その文言を見ることだけでは明らかにならないどころか、むしろ、憲法の文言への過度の依拠によって実際とかけ

離れた理解をもたらす危険がある。

いわゆる連邦のラントへの介入権の問題と並んで、行政権がもつ形成裁量の余地と、他方で、裁判によるコントロールを含めた規範的統制との間の関係もまた、同時に検討されるべきだとするエルメス教授の指摘は、行政権というものの有する独自の意義を別の角度から照射するものだと思われる。法律の規律密度や正当化との関係で議論されることが多い行政裁量や形成の余地は、他の権力との関係でみた場合に固有の意味をもちうるというエルメス教授の指摘は興味深いものである。このような主張は、立法・行政・司法のそれぞれ相互の関連性において、行政権の意義づけを明らかにしようとしたものである。もっとも、これまでみてきたような、ドイツの連邦制、とりわけ基本法が規定するそれぞれの権限関係という文脈にあることには注意が必要である。したがって、エルメス教授の議論は、立法・行政・司法の諸権限という見方よりはむしろ、連邦とラントの権限帰属の態様に関する見方を背景に展開されているととらえるべきであろう。したがって、法律を執行する権限の喪失がラントの権限の喪失に帰着するということを前提にした議論であることに注意が必要である。

2006年の連邦制改革における基本法改正の中心的事項とされるのが、上述したような連邦参議院の力をそぐための、84条1項の改正であった。改正後の84条1項は各文ごとに一見異なった内容を規定する⁶⁾。

第1文では、ラントが固有事務として連邦法律を執行する場合には、官庁設置と行政手続を規律する権限をラントに認める。ところが第2文では、「連邦法律に何らかの特段の定めのあるときはラントはこれと異なった規律をすることができる」と定め、依然として、連邦法律に配慮した規定が置かれている。したがって、論理

的には、行政手続と官庁設置権限に関する連邦の立法権が見出されるのである。連邦による法律の制定の際に、かつてのような連邦参議院の同意は不要とされたが、他方、ラントには、連邦法律上の規律から逸脱する権限が認められることになった。連邦法律とラントの規定する内容が異なった場合、72条3項3文の「後法優位原則」が援用されるため(4文)、たとえ連邦が規定した内容であっても、ラントが別の事項を定めることが可能となるのである。もっとも、連邦側もまた、自らに有利になるように後法優位原則を用いることができるのであり、さらにラント法を覆す機会を有する。こうした法律は、関係する州において、少なくとも6カ月たって効力を有する。したがってラントは、この間に、連邦法律の規定とは異なる内容をさらに制定できるのであり、ここでもまた、逸脱権限を有する。ただし、連邦参議院の同意があれば、法律の効力の待機期間である6カ月はそれより短い期間に縮小できる(3文)。この点に関し、ラントは逸脱権限それ自体が排除されるわけではない。つまり、ラントは、連邦法律が効力をもった後でも、待機期間を延長することなしに行政手続や官庁設置に関する逸脱規定を制定することができるのである。

改正後の84条1項の構造は、連邦参議院の関与を薄めながら同時に、ラントに若干の優位性を認めた、連邦とラント間の相互作用を可能にする規定に見える。しかし、イプセン教授によれば、84条1項は新たな形態のピンポンゲーム(Ping-Pong-Spiel)をもたらすことはあまり想定できない。というのも、例外的な事例において、連邦が連邦統一的規律の特別の必要性(besondere Bedürfnisse)があると判断すると、行政手続に関してのみであるが、州の逸脱権限を排除できるからである(5文)。こうした法律は参議院の同意を必要とするものの(6文)、

換言すれば、2006年以前の状況とさほど離れてはいないことになる [Ipsen 2009, Rn. 619]。

これまでみてきたように、ドイツ連邦制においては、法律の制定という「事項」を連邦議会（と連邦参議院）の「作用」に、法律の執行という「事項」をラントの「作用」に帰属させることにより、「事項」と「作用」を組み合わせた仕方ですべてを異にさせた。基本法は行政領域を、組織的にも作用的にも分離したのである [Schnapp 2008, S. 242]。基本法自身が「特別の定め」を設けない限り、法律の執行はラントの「固有事務」であるから（基本法83条）、連邦による法律の執行はありえない。ここで言う、「特別の定め」には、基本法85条で規定されている、連邦の委託によりラントの行う連邦法律の執行があげられる。このような連邦とラント間の配分からは、連邦法はラント官庁によって執行されるか、あるいは連邦官庁によるかのどちらかしかありえないことになる。したがって、連邦とラントが法律の執行に何らかのかたちで双方ともが関わることになる、いわゆる「混合行政の禁止」というものがもたらされることになる。ヘッセ教授は混合行政を、連邦憲法裁の言葉を引用して「連邦官庁がラント官庁の上位に置かれるような行政組織、あるいは連邦官庁とラント官庁が同意を要件として協働するような行政組織」とする [ヘッセ 2006, Rn. 251]。もっとも、イプセン教授は混合行政の禁止とは、連邦官庁とラント官庁が同時に、あるいは前後してなす行政形態が認められないというものだと、よりラフな位置づけを与えている [Ipsen 2009, Rn. 669]。そこで以下では、混合行政が何を指すかという見方ではなく、これをどのように見るかという観点から検討したい。

「混合行政の禁止」というタームには必然的に規範的意味が込められることになるだろうが、「混合行政」それ自体は、決してそのように

み理解されるべきものとは言えない。混合行政の見方は、行政の領域に関して連邦とラント間の結合を認めないという規範的な意味をもった総称にとらえるか、あるいは、連邦とラント間の協働 (Zusammenarbeit) を記述的に示したものととらえるかによって異なってくる [Hermes 2008, Rn. 47]。規範的な見方からすれば、混合行政は行政の領域で憲法上認められていない連邦とラントの関係を認識することができるのであり、したがって、ある行政組織上の現象形態が混合行政だとするとそれは同時に違憲となる。これに対して記述的な見方は、法的な判断を伴うものではなく、また具体的問題解決手段を備えるものでもない [Schnapp 2008, 243]。そうすると、憲法上、「協働」という形態が認められるかどうかという問題に対する答えは、混合行政という概念からは出てくるものではない [Hermes 2008, Rn. 48]。そもそも基本法自体が、たとえば、委託行政において、ラントが連邦に強く依存する形態、別の見方をすれば、ラントが連邦に従うことになる形態を認めており、また108条の財政行政における財務官庁や91条a、91条bで共同任務を規定している。

混合行政の禁止が意味するところは、ドイツの研究者によって一律ではないが、このような見方は、連邦やラントは、憲法上認められた自らの任務を固有の行政施設を通じて引き受けなければならないこと、つまり行政の責任の所在を明確にすべきという、「自己責任による任務遂行原則」 (Grundsatz eigenverantwortlicher Aufgabenwahrnehmung) と関連する [Ipsen 2009, Rn. 671]。そもそも、連邦憲法裁も言及するように、連邦とラントの行政権限は、基本法83条以下にあまねく規律されており——この点は、立法権限と異なる——、原理的に、変更できる法ではない。連邦とラントはこれらの規定で定められた行政秩序 (Verwaltungsordnung) から

逸脱することはできない。連邦もラントも、基本法上確立された権限を超えて行動することはできないし、連邦とラント間の権限移転は、当事者の同意があったとしても認められない [BVerfGE 63, 1 (39)]。混合行政の禁止という概念を持ち出さなくとも、連邦とラントが法律執行の管轄を逸脱するときは、基本法の個別の条項違反とすれはすむであろう。それでもなお、こうした議論が展開されるのは、行政経済上の観点から、連邦法律の執行のために最上級の連邦官庁を設置し、その間に、中間や下位次元となるラント官庁をおき、後者を前者に従属させるという魅力があるからである。同様の効果は、排他的に権限を有するはずのラント官庁が自らの行政上の取扱事項を行うに際して連邦官庁の同意を必要とさせる場合にも当てはまる。このような混合行政の形態は、ラントを行政上の下位部隊 (Verwaltungseinheiten) にまでおとしめる危険がある [Ipsen 2009, Rn. 672]。

4. おわりに

本稿では、法学的観点からドイツ連邦制を論じるにあたっての、ほんの一側面を序論的に描写したにすぎない。連邦の制定する法律を一義的にはラントがその固有事務として施行するという憲法上のシステムをその対象としたが、このユニークな仕組みには、これまで見たように、連邦・州関係の複雑な様相が呈されており、また、条文だけからは把握しきれない憲法学からの理論的考察が加えられている。

本稿ではラントの法律「執行」(Ausführung) という語と「行政」(Verwaltung) という2つの用語を、それぞれの論者の用法に従いながらも、ほぼ互換的に用いてきた。これに対して周知のとおり、単なる法律の執行には包摂されない執行権 (vollziehende Gewalt)、統治 (Regierung)

という概念がドイツ憲法学では用いられている。これらについても、連邦制の文脈で、したがってまた、連邦とラントの関係において理解される必要があると思われるが、それについては別稿で検討する予定である。

[引用文献]

- 服部高宏 (2007) 「ドイツにおける『二院制』」 比較憲法学研究 18・19号 55頁以下
 ヘッセ、コーラント (2006) 『ドイツ憲法の基本的特質』 初宿・赤坂訳 (成文堂)
 Hermes, Georg (2008), in: H. Dreier (Hrsg.), Grundgesetz-Kommentar, 2. Aufl. Art 83.
 Ipsen, Jörn (2009), Staatsrecht I Staatsorganisationsrecht, 21. Aufl.
 Jarass/Pieroth (2009), Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland Kommentar
 Oebbecke, Janbernd (2008), Verwaltungszuständigkeit, in: Isensee/Kirchhof (Hrsg.) Handbuch des Staatsrechts, Bd. 6, § 136.
 Schlüter, Karen (2010), Föderale Kompetenzverteilung am Beispiel der Bundesrepublik Deutschland, in: Detterbeck/Renzsch/Schieren (Hrsg.), Föderalismus in Deutschland, S 53.
 Schnapp, Bochum (2008), Mischverwaltung im Bundesstaat nach der Föderalismusreform, Jura, S 241.
 Umhach/Clemens (2002), Grundgesetz: Mitarbeiterkommentar und Handbuch, Bd. 3

(注)

- 1) 立法過程における連邦議会と連邦参議院の役割については、[服部2007]を参照。政府提出の法律案であっても連邦参議院が関与するということは、審査される法律の対象事項を専門とする州の官僚の参画がなされるということであるが、このことにより、それを実際に執行する州の立場が事前に反映されやすくなるとの興味深い指摘がなされている [服部2007, 61頁]。
- 2) 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集 第6版』(信山社, 2010)。本稿での基本法の条文は、すべて本書によった。
- 3) その一つの例として、憲法上、立法に関する

残余権限を州に残したアメリカ合衆国と連邦に残したカナダの両国とも、立法権限が連邦に集中する結果となっていることは興味深い。

- 4) さらには、ドイツの場合、基本法上、明示の立法権限が連邦に属するとされていながら、黙示の立法権限もまた認められている。これらは、事物の本性により認められるとされたり、付属的権限（アネックス）とされたりしており、連邦の立法権限の拡大に資することとなる。ただし、ドイツの場合、連邦参議院が連邦の立法権限に対する抑止力になっている。この点については〔服部2007〕を参照。
- 5) ただし、基本法72条2項の「必要性」(erforderlich)条項を参照。
- 6) 以下の記述は〔Ipsen 2009, Rn. 619 ff〕に基づく。